

定

款

制定年月日	昭和22年 6月30日
改定年月日	昭和50年 5月27日
〃	昭和53年 6月28日
〃	昭和55年 6月23日
〃	昭和56年 6月22日
〃	昭和57年 6月24日
〃	昭和59年 6月20日
〃	昭和60年 6月19日
〃	昭和62年 6月24日
〃	昭和63年 6月22日
〃	平成元年11月 6日
〃	平成 4年 6月25日
〃	平成 6年 6月28日
〃	平成 8年 9月30日
〃	平成10年 6月25日
〃	平成14年 6月25日
〃	平成15年 6月25日
〃	平成18年 6月28日
〃	平成20年 6月25日
〃	平成21年 6月25日
〃	平成26年 6月26日
〃	平成29年 6月28日
〃	令和 4年 6月28日

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社大谷工業と称し、英文では、OTANI KOGYO CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 架線金物、鋸螺および各種機械の製造、加工並びに販売
- (2) 橋梁、鉄塔、水門、鉄骨およびソーラー架台等の鋼構造物の設計、製造並びに建設
- (3) 土木工事業および建築工事業
- (4) 亜鉛めっきおよび金属防錆処理の加工並びに販売
- (5) 建築用資材の製造、販売および工事の施工
- (6) 建設用および運搬用機械資材の設計、製造、加工並びに販売
- (7) 太陽光・風力・地熱等の自然エネルギーを利用した発電装置、発電機、電動機、配電盤、LED電気器具等の各種電気機器および部品の開発、製造、加工、修理並びに販売
- (8) 電気工事業および電気通信工事業
- (9) 鋳鍛工品の製造、加工並びに販売
- (10) リース業（スポーツ器材および溶接機とその附属品）
- (11) 内装仕上工事業および建具工事業
- (12) スポーツ器材の設計、製造並びに販売
- (13) 不動産の賃貸並びに管理業務
- (14) 前各号に付帯する一切の業務

(本 店)

第 3 条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、280万株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利)

第8条 当社の単元株式数に満たない株式（以下単元未満株式という。）を有する株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利および本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(基準日)

第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項に定めるほか必要ある場合には、取締役会の決議によって、あらかじめ公告のうえ臨時に基準日を定めることができる。

(株式取扱規定)

第11条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他の株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規定による。

第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。

(議決権の代理行使)

- 第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
2. 前項の場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

(招集者および議長)

- 第14条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

- 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。
2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(株主総会の議事録)

- 第17条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所並びに議事の経過の要領およびその結果その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

- 第18条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

- 第19条 当社の取締役は3名以上とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもってこれを行う。
3. 第1項の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。

(取締役会の招集者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。

2. 取締役社長が欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、並びに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(顧問および相談役)

第24条 取締役会は、その決議をもって顧問および相談役若干名を置くことができる。

2. 顧問および相談役は、当社の業務に関し取締役社長の諮問に応じるものとする。

(業務執行)

第25条 取締役社長は当社の業務を統括し、取締役副社長、専務取締役、常務取締役およびその他の取締役は、取締役社長を補佐し定められた事項を分掌する。

2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

(取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集手続)

第27条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(取締役会の決議方法等)

第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 当社は、取締役（当該決議事項に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所並びに議事の経過の要領およびその結果その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、議長並びに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

2. 取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。

(取締役会規定)

第30条 取締役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、取締役会の定める取締役会規定による。

(取締役の責任免除)

第31条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、社外取締役との間で会社法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第32条 当社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第33条 当社の監査役は3名以上とする。

(監査役の選任)

第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠により選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

(監査役の報酬等)

第36条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会の招集手続)

第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(監査役会の決議)

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(常勤監査役)

第39条 監査役会は、監査役の中から1名以上の常勤の監査役を選定しなければならない。

(監査役会の議事録)

第40条 監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所並びに議事の経過の要領およびその結果その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

2. 監査役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。

(監査役会規定)

第41条 監査役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、監査役会の定める監査役会規定による。

(監査役の責任免除)

第42条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項に規定する監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、社外監査役との間で会社法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第43条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第44条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第45条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第46条 会計監査人の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第47条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第48条 当会社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し支払う。

(中間配当金)

第49条 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日現在の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当金の除斥期間)

第50条 剰余金の配当金(中間配当金を含む。)は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

2. 剰余金の配当金(中間配当金を含む。)には利息を付けない。

(附 則)

第1条 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および定款第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに定める施行の日である2022年9月1日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。